

受理番号	第 3 号
受理年月日	令和 6 年 12 月 25 日



「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止
及び実効性ある学校の働き方改革を求める意見書採択の請願書

紹介議員

山本好章 

2024 年 12 月 25 日

矢巾町議会議長 廣田 清実 様

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止
及び実効性ある学校の働き方改革を求める意見書採択の請願書

提出者 岩手県盛岡市大通一丁目 1-16

岩手県教職員組合 いわて盛岡支部

支部長 青野 大祐



<請願の趣旨>

今、学校現場では、教員希望者の減少に加え、病気休職者の増加や早期退職者の増加など、深刻な教育職員不足により子どもたちの学びに大きな支障が生じています。学校の働き方改革をすすめるためには、教育職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題です。

昭和 46 年に制定された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」）では、教員の勤務と勤務態様に特殊性があるとして、一律に給与月額 4% を教職調整額として支給し、時間外勤務手当を支給しないことが定められています。しかし、実質的には教職調整額相当額以上の残業をしているにもかかわらず、適正な時間外勤務手当が支給されていません。さらに、令和 6 年 4 月には、猶予期間が設けられていた 5 業種に労基法時間外上限が付され社会全体が勤務時間の適正化にむかう中、「給特法」適用の教員については上限を守れない状態が放置されています。

令和 6 年 8 月、中央教育審議会は『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について(答申)」（以下、「答申」）を文科大臣に手渡しました。「学校の働き方改革の更なる加速化、学校の指導・運営体制の充実、教師の処遇改善」が示されましたが、教育職員の健康と福祉を守るための具体的な業務削減策は不十分であり、教職調整額の増額では長時間労働の是正にはなりません。

よって、国においては、教育職員が一人ひとりの子どもに十分向き合える環境の整備と子どもたちのゆたかな学びの保障のため、次の措置が講じられるよう、地方自治法第 99 条の規定にもとづき、国の関係機関への意見書提出を請願いたします。

<請願事項>

1. 「給特法」を廃止し労働基準法を完全適用とすること。
2. 実効性ある学校の働き方改革をすすめる観点から、国として具体的業務削減策を示すこと。

以上

意見書案第 号

衆議院議長	額賀福志郎	様
参議院議長	関口昌一	様
内閣総理大臣	石破茂	様 あて
財務大臣	加藤勝信	様
総務大臣	村上誠一郎	様
文部科学大臣	阿部俊子	様

矢巾町議会議長 廣田 清実

「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の廃止 及び実効性ある学校の働き方改革を求める意見書

今、学校現場では、教員希望者の減少に加え、病気休職者の増加や早期退職者の増加など、深刻な教育職員不足により子どもたちの学びに大きな支障が生じています。学校の働き方改革をすすめるためには、教育職員の勤務環境の改善、とりわけ長時間労働の是正が喫緊かつ最大の課題です。

昭和 46 年に制定された「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」（以下「給特法」）では、教員の勤務と勤務態様に特殊性があるとして、一律に給与月額の 4% を教職調整額として支給し、時間外勤務手当を支給しないことが定められています。しかし、実質的には教職調整額相当額以上の残業をしているにもかかわらず、適正な時間外勤務手当が支給されていません。さらに、令和 6 年 4 月には、猶予期間が設けられていた 5 業種に労基法時間外上限が付され社会全体が勤務時間の適正化にむかう中、「給特法」適用の教員については上限を守れない状態が放置されています。

令和 6 年 8 月、中央教育審議会は『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について(答申)」（以下、「答申」）を文科大臣に手渡しました。「学校の働き方改革の更なる加速化、学校の指導・運営体制の充実、教師の処遇改善」が示されましたが、教育職員の健康と福祉を守るための具体的な業務削減策は不十分であり、教職調整額の増額では長時間労働の是正にはなりません。

よって、国においては、教育職員が一人ひとりの子どもに十分向き合える環境の整備と子どもたちのゆたかな学びの保障のため、次の措置が講じられるよう、意見書を提出いたします。

記

1. 「給特法」を廃止し労働基準法を完全適用とすること。
2. 実効性ある学校の働き方改革をすすめる観点から、国として具体的業務削減策を示すこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。